

○東広島市農福連携推進補助金交付要領

令和2年9月24日

令和3年3月31日改正

令和3年7月15日改正

令和6年4月1日改正

(目的)

第1条 農業分野における担い手不足の解消及び福祉人材の工賃向上並びに農業分野への職域拡大を目的として、就労継続支援事業者に対し業務を発注した認定農業者等を対象に、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者等 東広島市農林水産業振興事業補助金等交付要領第19条に定める農福連携推進事業の対象者（認定農業者、認定新規就農者、集落農場型農業生産法人及び複数の集落農場型農業生産法人が組織する法人）。
- (2) 就労継続支援事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労継続支援（以下この項において「就労継続支援」という。）を行う者として同法第36条第1項の指定を受けた者をいい、本市の区域内に所在する事業所において就労継続支援を行う者に限る。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金交付の対象となる認定農業者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する認定農業者等であること。
- (2) 業務発注以前に就労継続支援事業者との間で農業に関する労務の提供契約を締結していること。なお、契約を締結している就労継続支援事業者と認定農業者等との間に役員の重複がないこと。
- (3) 前号の契約に基づき、会計年内で任意の期間を納期とした業務を就労継続支援事業者が発注していること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内の額で第3条に掲げる契約に基づく各発注の支払実績額に2分の1を乗じて得た金額以内の額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東広島市農福連携推進補助金交付申請書兼承諾書（別記様式第1号）を第3条第1項各号の要件を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及び額の決定を行い、東広島市農福連携推進補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定を変更することができる。

(1) 補助金交付決定後に、発注した業務の全部若しくは一部を取り消したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更したときは、東広島市農福連携推進補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第3号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 前項の場合において、既に交付した補助金があるときは、市長は、東広島市農福連携推進補助金返還命令書（別記様式第4号）により、当該補助事業者に対して当該補助金の額の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

(変更申請)

第8条 補助事業者は、第6条に規定する交付決定後に補助事業を中止するとき、または決定額を上回る変更をしようとするときは、速やかに東広島市農福連携推進補助金交付変更（中止）申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、東広島市農福連携推進補助金変更決定通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等の中止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過する日又は当該補助金等の交付の決定があった日の属する市の会計年度の末日のいずれか早い日までに、東広島市農福連携推進補助金実績報告書（別記様式第7号）（以下「報告書」という。）に次に掲げる書類（補助事業等の中止の承認を受けたときを除く）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 会計年内で任意の期間を納期とした業務について就労継続支援事業者に支払った実績額と支払日を明らかにする書類

(2) 会計年内で任意の期間を納期とした業務について就労継続支援事業者が完了した業務内容について補助事業者に報告した書類

(補助金等の額の確定)

第10条 市長は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、東広島市農福連携推進補助金交付確定通知書(別記様式第8号)(以下「確定通知書」という。)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金等の交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金等の額を確定したときは、速やかに申請者に対し補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、東広島市農福連携推進補助金交付請求書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(指令前着工禁止の適用外)

第12条 本補助事業については、指令前着工禁止の適用外とする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行し、その効果は令和2年4月1日に遡って適用する。

附 則(令和3年3月31日改正)

(施行期日)

1 改正後の別記様式第1号、第5号、第7号、第9号は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年7月15日改正)

(施行期日)

1 改正後の別記様式第2号、第3号、第4号、第6号、第8号は、令和3年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和6年4月1日改正)

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月10日から施行する。

以上